

静岡県製茶指導取締条例の廃止方針に対する要望書

我が国において、お茶は、伝統と文化を育みながら国民の生活に深く浸透し、豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担ってきた。特に、静岡茶は、調味料や着色料などの添加物を加えないことで消費者に対する安全性及び信頼性を堅持してきた。このこだわりは、世界に類似のない独自のものであり、それ自体が本県の重要な文化でもある。

戦前の急増したお茶輸出とともに、着色したお茶や偽茶など粗悪茶が横行し、海外における日本茶の信頼を失墜させた。そこで、県は静岡県製茶指導取締条例（以下、「条例」という。）を昭和31年4月に施行し、以後、粗悪茶は僅少となり、静岡茶の声価を高める効果をもたらしている。しかしながら、茶葉の生産から荒茶の製造、仕上茶の再生加工、取引形態の多様化、消費に至るまで複雑な流通構造となり、加工茶が混在できる環境となっている。また、国民の消費行動の多様化、嗜好の変化及び健康に対するニーズなど、お茶を取り巻く環境は大きく変化している。今後は生産者、加工事業者、流通事業者等連携し、品質の向上の徹底が求められる。

一方、茶価の低迷により国内市場は縮小傾向が続いているものの世界的な和食ブームや欧米の緑茶に対する需要は年々高まっており、静岡の良質で安全なお茶の輸出は、事業展開の大きな柱となっている。お茶の生産を促進するため、多様なニーズに応じ、味、香り、色等に優れた新たな品種の育成・栽培・加工技術で従来のお茶との差別化やブランドづ

くりの取組も必要となる。

については、静岡茶の振興、発展のため、時代に即した新たなルールづくりについて生産者、加工業者、流通・食品製造業者、消費者及び有識者を交えた幅広い層と対話を重ね、今後の静岡茶の在り方を議論していただきたく本市議会議員の総意により要望いたします。

記

- 1 条例が果たしてきた静岡茶の声価を承継しつつ時代に即した改廃とすること。
- 2 製造段階での着味・着色は、静岡茶のブランド力及び生産者の生産意欲の低下をもたらし、消費者に対する安全性及び信頼性が損なうおそれがある。お茶の生産、加工、販売の段階において、食品衛生法等の法律に齟齬が生じない範囲で制度設計をすること。
- 3 着味・着色しない静岡茶を堅持しつつ、多様なニーズに応じたお茶の促進が図れるよう配慮すること。
- 4 条例の改廃については、有識者を中心に幅広い層と対話を重ねて結論付けること。

以上

平成29年8月10日

牧之原市議会